

堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

以下のとおり、堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金の交付を受けたいので、堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金交付要綱第4条の規定により、添付書類を付して申請します。

交付申請額	金 円						
交付申請額内訳	デジタル人材育成認定職業訓練を修了した堺市内に住所を有する者の人数(※1)	×	28日以上の単位期間数(※2)	×	交付額	=	計
	( ) 人	×	単位期間	×	10,000円	=	円

- ※1 添付資料(3)「管轄労働局に提出した受講者出欠報告書総括表の写し」内の「⑤支給対象期間の出席率」が8割以上の堺市内に住所を有する者（ただし、中途退校者を除く）。
- ※2 デジタル人材育成認定職業訓練が開始された日から暦日で1か月ごとに区切った期間の1つをいう。  
なお、期間の最終日は、求職者支援訓練が終了した日の属する月にあつては、当該訓練が終了した日とする。

○支給申請を行う訓練の概要

訓練科名	
訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
訓練終了後に取得できる資格	

担 当	部署名		役職・氏名	
	電話番号		メール アドレス	

【添付書類】

- 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し
- 求職者支援法に基づく職業訓練の認定申請時に提出した訓練カリキュラムの写し
- 管轄労働局に提出した受講者出欠報告書総括表の写し及び奨励金の対象となる受講者全員の就職支援計画書（第1面）の写し
- 奨励金の対象となる受講者全員の個人情報に関する同意書
- その他市長が必要と認める書類

※裏面に【確認事項】があります。全ての項目の□にレを記入の上、提出してください。

【確認事項】

次の内容を確認の上、全ての□にレ（チェック）を記入してください。

- 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）に基づき、本件の申請に係る交付の決定が暴力団の利益に該当すると認められるときは、交付の決定をされず、又は決定を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

- 申請に関する受講者の個人情報の取得及び提出については、本人の同意を得ています。
- 市税その他の本市の徴収金に滞納はありません。  
市税の納付状況について関係部署に照会することに同意します。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行う事業主ではありません。
- 暴力団等反社会的勢力の構成員又は関係を有する事業主ではありません。
- 労働基準法その他関係法令に違反していません。
- 申請書その他の提出書類の内容に虚偽がなく、偽りその他不正な手段による申請ではありません。